

## 6章 具体的な施策の内容

### 1 緑を「まもる」

#### 市域を代表する緑の保全

##### ■ 小堤西池カキツバタ群落の保全

- ・国指定の天然記念物である小堤西池のカキツバタ群落と東側の丘陵地は、本市でもっとも自然が豊かな地域であることから、緑地保全制度の活用を検討しつつ、永続的な保全を図ります。

##### ■ 自然的景観の維持

- ・亀城跡風致地区は、城下町の名残を感じさせる歴史的な趣のある地区であるとともに、良好な自然的景観を有していることから、引き続き風致地区として維持を図ります。
- ・洲原風致地区は、丘陵地の樹林地とともに、洲原池や岩ヶ池などのため池が多く存在し、水と緑の自然共生空間として重要度の高い地区であるため、引き続き風致地区として維持を図ります。
- ・「美しい愛知づくり景観資源600選」に選定されている亀城公園や葦原などをはじめ、市内に点在する景観資源とその周辺環境の保全を図ります。

##### ■ 歴史文化と深く関わる緑の保全

- ・「緑の将来像図」で「歴史保全エリア」に位置づけられている地域の緑の保全を図ります。

#### 樹木・樹林の保全

##### ■ 既存制度の活用による保全

- ・保存樹・保存樹林制度<sup>※1</sup>や緑地保全制度などの活用によって、樹木や樹林を保全するとともに、害虫防除対策を行うなど、適正な管理に努めます。
- ・保安林及び地域森林計画対象民有林に指定されている樹林地は、洲原風致地区の維持とともに、引き続き指定を継続し保全を図ります。

##### ■ 社寺林の保全

- ・市内に点在する社寺林は、都市の気象を緩和する機能を有するとともに、自然・歴史・文化を継承する貴重な緑であることから、緑地保全制度の活用を検討し、永続的な保全を図ります。



小堤西池のカキツバタ群落(井ヶ谷町)



洲原風致地区(井ヶ谷町他)



熊野神社(築地町)

#### 【用語の説明】

※1 保存樹・保存樹林制度:良好な都市環境を維持するために、樹木・樹林を所有者の同意を得て保存樹・保存樹林に指定し、維持管理費用の一部を補助する制度。



図6-1-1 刈谷市の河川とため池

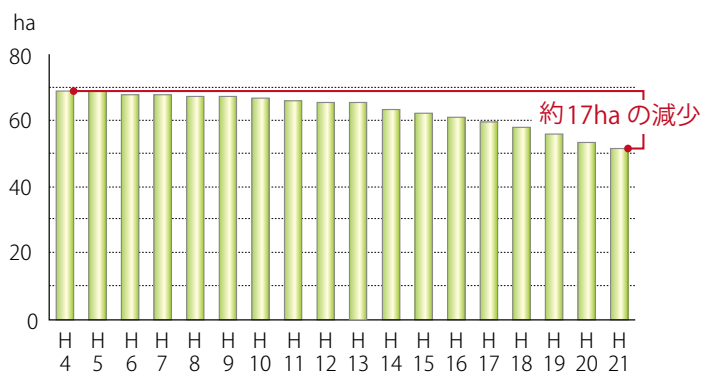


図6-1-2 刈谷市の生産緑地の推移



景観農園としての農地の活用 (高須町)

## 生物多様性の保全

### ■ 生物の生息環境の保全

- ため池などの改修の際には、多自然型工法<sup>※2</sup>による水辺環境づくりを推進し、多様な生物の生息環境を保全します。
- トンボやホタルなどの多様な生物が生息するビオトープ<sup>※3</sup>づくりを支援します。
- 新たな公園や緑地などの整備の際には、法面緑化など安全を確保する場合を除き、在来種の緑化植物の使用に努めます。

### ■ ため池の保全

- 北部地域に点在するため池 (図6-1-1) は、本市の特徴的な自然的景観であり、生物多様性が高く、希少性の高い野生生物の生息空間となっていることから、洲原風致地区の維持とともに、保全を図ります。

## 農地の保全・活用

### ■ 生産緑地地区の保全

- 年々減少している生産緑地地区 (図6-1-2) は、市街地の貴重な緑地であり、良好な緑地景観を創出しているとともに、防災上のオープンスペース<sup>※4</sup>として有効な空間となるため、引き続き指定を継続し保全を図ります。
- 生産緑地制度の活用により、市街化区域の農地の保全を図ります。

### ■ 農業振興地域農用地区域の保全

- 市街地周辺に広がる農業振興地域農用地区域は、都市の気象を緩和する機能や一時的な遊水機能を有するとともに、田園風景としても貴重であるため、市街地の拡大などと整合を図りつつ、保全に努めます。

### ■ 遊休農地の活用

- 市民農園や景観農園などとして遊休農地<sup>※5</sup>の有効利用を図ります。

※2 多自然型工法:治水上の安全性を確保しつつ生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しないで良好な河川環境の保全や復元をめざす自然環境に配慮した工法。

※3 ビオトープ:都市化などによって失われた生態系を復元し、本来その地域にすむ生物が生息できるようにした空間。

※4 オープンスペース:都市部において建物建っていない一定の広がりのある土地や緑地。

※5 遊休農地:農地であって、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるもの。

## 2 緑を「つくる」

### 身近な緑の充実

#### ■ 身近な公園緑地の整備

- ・身近な公園や緑地が不足する地域では、生産緑地地区や空地などを活用して街区公園の整備を推進するとともに、市街化区域の拡大予定地については、適正な公園緑地の配置計画を行います(図6-2-1)。
- ・設置後20年以上が経過した都市公園(図6-2-2)については、公園施設長寿命化計画<sup>※1</sup>を策定し、周辺環境や利用状況に応じた再整備を推進します。

#### ■ 開発行為による緑の確保

- ・開発行為については、周辺区域の状況を勘案しつつ、緑地の保全と積極的な緑化に取り組むよう指導の継続を図ります。

### 防災機能の強化

#### ■ 防災機能を有した都市公園の整備

- ・災害応急対策施設<sup>※2</sup>などの防災機能を備えた、一次避難地となる都市公園の整備を推進します。
- ・浸水被害の軽減を図るため、雨水貯留機能を備えた都市公園の整備を推進します。

### 拠点となる緑の充実

#### ■ 拠点となる公園の整備

- ・刈谷城址であり桜の名所として市民に親しまれる亀城公園は、歴史的な景観を重視した城址公園としての再整備を推進するとともに、機能の拡充を図ります(図6-2-3)。
- ・岩ヶ池公園は、周辺の豊かな自然環境やパーキングエリアの機能をいかし、レクリエーション拠点としての機能の拡充を図ります。
- ・刈谷市総合運動公園は、刈谷市のスポーツ活動の拠点として、機能の拡充を図ります。

#### ■ 新たな緑の拠点の整備

- ・草野池一帯は動植物の生態保護を目的に保全を図りつつ、野鳥観察などができる親水空間の創出を図ります。
- ・埋立処理場跡地一帯及び境川浄化センター一帯は、「河川軸」の合流区域における緑の拠点としての施設整備を図ります。

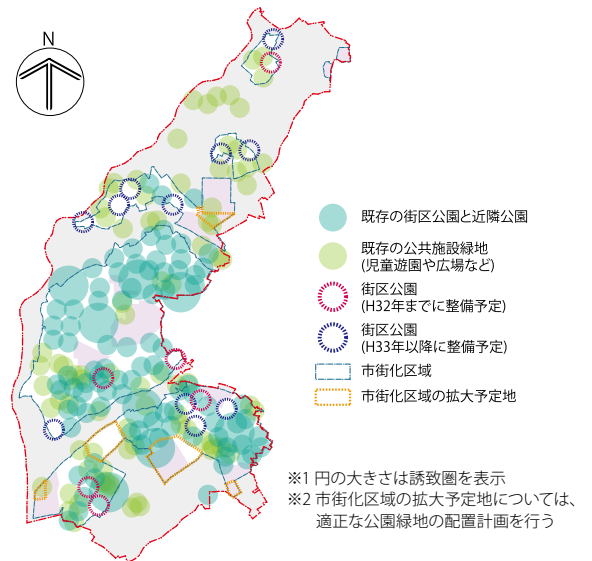


図6-2-1 身近な公園緑地の整備方針図

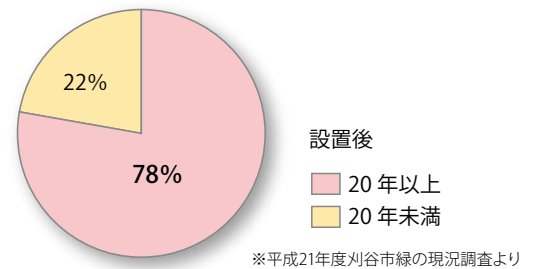


図6-2-2 設置後20年以上が経過した都市公園の割合



図6-2-3 亀城公園の再整備イメージ図



岩ヶ池公園(東境町)

**【用語の説明】**

※1 公園施設長寿命化計画:都市公園の施設について、今後進展する老朽化に対する安全対策の強化及び改築・更新費用の平準化を図るための計画。

※2 災害応急対策施設:被災時に避難地として機能するために必要な備蓄倉庫や耐震性貯水槽などの施設。

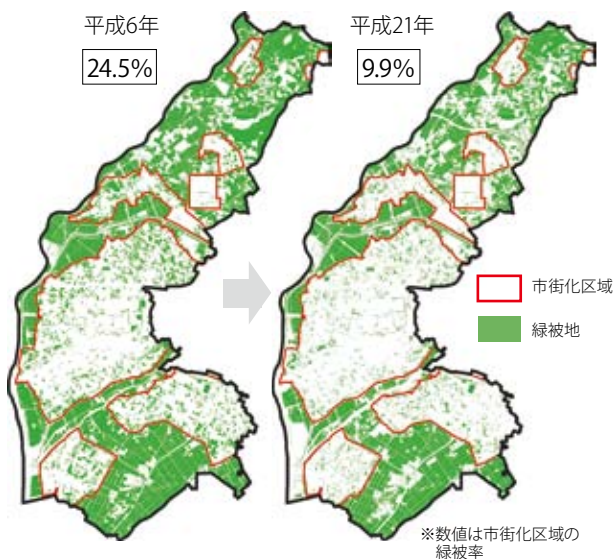


図6-2-4 刈谷市の緑被状況

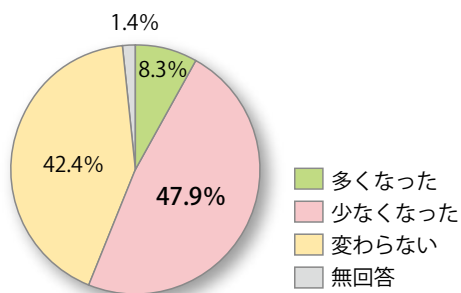


図6-2-5 住み始めた頃と比較しての緑の量の変化に関する市民の実感



クリーンセンター(半城土町)



民間施設の緑化(昭和町)

## 市域を代表する緑の創出

### ■ 市域の顔となる緑のまちづくり

- ・刈谷駅周辺では、本市の玄関口にふさわしい彩りと潤いのある駅前空間を、花と緑によって創出します。
- ・緑化重点地区（P20参照）を設定し、各地区の状況と課題に応じた緑の創出を図ります。

## 緑被率の向上

### ■ 公共施設の緑化推進

- ・公共施設では、敷地や建物の状況に応じて、屋上・壁面緑化やグラウンド緑化など、様々な方法による緑化の推進を図ります。
- ・民間施設の緑化に対する先導的な役割を果たすため、新たに公共施設を設置する際には、敷地面積に対して20%以上の緑化に努めます。

### ■ 民間施設の緑化推進

- ・「緑の将来像図」において「まちの緑化エリア」と位置づけられた地域では、ヒートアイランド現象などの新たな環境課題へ対応するため、民間施設の緑化を推進し、緑被の減少が著しい(図6-2-4)市街化区域の全域を対象として、緑化地域の指定（P19参照）を検討します。
- ・本市の特徴である大規模工場とその周辺に広がる駐車場においては、屋上・壁面緑化や駐車場緑化などを促進します。
- ・市民が緑の減少を感じる(図6-2-5)要因である緑視率<sup>※3</sup>を向上させるため、住宅地や工場などの民有地の緑化推進に向けて、緑地協定制度<sup>※4</sup>や民有地緑化補助事業<sup>※5</sup>などの活用を促進します。
- ・市街化区域の拡大予定地においては、地区計画等緑化率条例制度<sup>※6</sup>を活用し、緑化を推進します。

## 都市公園のユニバーサルデザイン化

### ■ ユニバーサルデザインに配慮した公園整備

- ・子どもや高齢者をはじめ、誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を推進します。

※3 緑視率:市街地において人の視線で視界内に見える緑の量の割合。

※4 緑地協定制度:土地所有者などの全員の合意によって、緑地の保全や緑化に関する協定を締結し、市街地の良好な環境を確保しようとする制度。

※5 民有地緑化補助事業:民有地の緑化推進を図るため、基金を運用して緑化費用の一部を補助する制度。

※6 地区計画等緑化率条例制度:地区レベルの良好な都市環境の形成を図る緑化を推進するため、建築物の緑化率規制を条例で定める制度。

## 6章 具体的な施策の内容

### 3 緑を「つなぐ」

#### 水と緑のネットワークの形成

##### ■ 河川や水路の緑化推進

- ・「緑の将来像図」において「河川軸」として位置づけられた境川、逢妻川、猿渡川の緑化を推進し、水と緑のネットワークの形成を図ります。
- ・「河川軸」を補完する支流の小河川や水路の緑化を推進します。

##### ■ 道路の緑化推進

- ・「緑の将来像図」において、「緑のみち」として位置づけられた道路の緑化を推進します。
- ・電線類の地中化や適性な剪定管理により、街路樹の生育環境の改善を図ります。
- ・道路の交差点付近において、ポケットパーク<sup>※1</sup>の整備を推進し、緑の回廊<sup>※2</sup>の形成を図ります。
- ・民有地緑化補助事業の活用により、生垣や壁面などの沿道緑化を促進します。

##### ■ 生態系ネットワーク<sup>※3</sup>の形成

- ・生物の移動空間を確保するため、「河川軸」や「緑のみち」で公園やため池などをつなぎ、生態系ネットワークの形成を図ります。



森前川(半城土中町)



ミササガ通り(半城土町他)



#### 【用語の説明】

※1 ポケットパーク:道路や市街地の空き地などのわずかな土地を活用した小さな公園。

※2 緑の回廊:連続性を確保するために保全・創出された緑で、その機能・効果が発揮できる一定以上の規模を有するものをいい、水と緑のネットワークの骨格となる。

※3 生態系ネットワーク:均一な生態系ではなく複数の生態系のつながり。



図6-3-1 サイクリングロードの整備イメージ図



アイリス通り(大正町)

## 緑地・緑道の整備

### ■ 都市緑地などの整備

- ・逢妻川緑地の未供用区域の整備を推進するとともに、「河川軸」を中心に新たな都市緑地の整備を図ります。
- ・「緑の将来像図」において、「桜のみち」として位置づけられた逢妻川の堤防を活用し、桜堤の整備を推進します。
- ・サイクリングロードの整備を推進し、市域を越えた広域的なネットワークの構築を図ります(図6-3-1)。

### ■ 用水敷活用による緑道整備

- ・明治用水中井筋の用水敷を利用し、緑道の整備を推進します。



逢妻川緑地と刈谷市総合運動公園(築地町他)

## 6章 具体的な施策の内容

### 4 緑を「たかめる」

#### 緑に関する普及啓発

##### ■ 緑の情報発信

- ・市の広報やホームページなどにより、緑に関する計画やイベントなどの情報発信の充実を図ります。
- ・緑化を促進する支援制度の周知・PRを積極的に実施し、利用の向上に努めます。

##### ■ 緑化イベントの開催

- ・造園教室や講習会などの開催により、緑に関する知識や技術を習得する場の提供を図ります。
- ・植樹祭や緑に関する講演会などのイベントの開催に努めます。
- ・市民の主体的な緑化活動を啓発するため、緑化活動に対する新たな顕彰制度<sup>※1</sup>を検討します。



#### 市民協働による緑のまちづくり

##### ■ 市民協働による緑化推進

- ・緑の活動への市民の関心に関する市民アンケートにおいて、5割以上の方が「関心がある」と回答されているため（図6-4-1）、緑のまちづくりに対する高い市民意識を有効に活用するための環境づくりを推進します。
- ・公園緑地の計画段階から運営管理にわたり、子どもから高齢者まで様々な世代が参画する市民参加型のワークショップ<sup>※2</sup>などを行い、実際の利用者である市民の要望が反映された公園緑地の整備を図ります。
- ・花苗・苗木の配布やコミュニティ花壇<sup>※3</sup>の設置を推進します。

##### ■ 緑化に関する支援

- ・小学校や中学校などでは、良好な教育環境を創出するとともに、子どもの屋外活動における安全確保にも有効なため、市民活動団体によるグラウンドの芝生化を支援します。
- ・専門家や造園業者などによる緑化相談窓口の設置を検討します。
- ・市民による緑づくりや街路樹の育成などを支援する緑化アドバイザーの登録制度の導入を検討します。

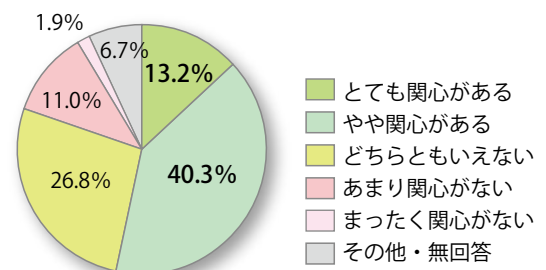


図6-4-1 緑の活動への市民の関心

#### 【用語の説明】

※1 顕彰制度:活動や功績などを評価して褒め称え、賞などを贈り広く世間に知らしめる制度。

※2 ワークショップ:さまざまな立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめていく場。

※3 コミュニティ花壇:公園や道路などを活用して設置され、地域住民が育成管理する花壇。



植樹祭の様子(洲原公園、井ヶ谷町)



コミュニティ花壇(小垣江町)



みどりの少年団の活動の様子

## 緑を育てる人材づくり

### ■ 緑に関する人材の育成

- ・みどりの少年団などの緑化推進活動を支援し、緑を育てる人材の育成に努めます。
- ・公園で、子どもの遊びを見守り事故を未然に防ぐ役割を担う、プレイリーダーの育成を検討します。

### ■ 環境学習の推進

- ・小学校や中学校などと連携し、公園や緑地での環境学習を推進します。

## 緑の質の向上

### ■ 緑の適正な管理

- ・愛護会制度の充実やアダプト制度<sup>※4</sup>の活用により、市民や事業者などによる公園や道路などの維持管理活動を推進します。
- ・公園の施設による事故防止対策のために、施設の利用や管理方法などの講座の実施を検討します。
- ・多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、住民サービスの向上を図るとともに、公の施設の管理に民間の能力を活用する指定管理者制度の活用を検討します。
- ・指定管理者に管理委託している公園については、その管理方法を評価する仕組みを検討します。
- ・利用者である市民の意見を調査するために、市民アンケートなどを実施し、維持管理に反映させます。
- ・地域の緑の質を高めるため、「あいち森と緑づくり事業」<sup>※5</sup>を活用し、市民活動団体の運営を支援します。
- ・外部評価により、本市の緑の取組みに対する意識の向上を図るため、緑に関する団体が主催する顕彰制度の活用を検討します。

### ■ 緑の基本計画の進行管理

- ・緑の基本計画における施策の進捗状況を確認し、適宜、進行管理を行います。

※4 アダプト制度:行政が公園や道路などについて、市民や事業者などと協働で定期的に美化活動を行うために契約する制度。

※5 あいち森と緑づくり事業:県民税である「あいち森と緑づくり税」を活用し、緑づくりを支援する事業。